

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○特定計量器の定期検査の実施

○県道の路線廃止

○市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所についての届出

選挙管理委員会

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示(二件)

監査委員

○財政的援助団体等監査結果に対する措置の公表

雑 報

○宮城県市町村職員共済組合平成二十四年度決算の要旨の公表

○仙台市職員共済組合平成二十四年度決算の要旨の公表

○仙台南部道路に係る料金の徴収期間の変更

告 示

○宮城県告示第五百五十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日

実施区域

検査受付時間

実施の場所

ページ

平成二十五年
八月二十一日
川崎町全
域
午前十時から
午後二時三十分まで
川崎町役場西庁舎一階車庫

○宮城県告示第五百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定に基づき、平成二十五年六月三十日をもって、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線番号	路線名	終起	点	重要な経過地
五三	仙台南インター線	仙台市若林区今泉 仙台市太白区茂庭	点	

○宮城県告示第五百五十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により、市街地再開発組合からその理事長の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 市街地再開発組合の名称

中央三丁目一番地区市街地再開発組合

二 事務所の所在地

石巻市日和が丘二丁目十五番三十号

三 理事長の氏名及び住所

氏名 遠山 敬介

住所 石巻市日和が丘二丁目十五番十六号

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十六号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年六月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示
宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選挙告示第十号）の一部を次のように改正する。
別記第六十四号様式中

氏名	(ふりがな)	
	性別	
本籍		
住所		
生年月日	年	月 日 (満 歳)
職業		

政党その他の政治団体に関する事項	名称 (ふりがな)
本部の所在地	(電話)
代表者の氏名	
一のウェブサイト等のアドレス	

政党その他の政治団体に関する事項	名称 (ふりがな)
本部の所在地	(電話)
代表者の氏名	

を

に、

を

別記第六十五号様式中
る。

職業	職業
を	一のウェブサイト等のアドレス

に改める。

党 派	職業
一のウェブサイト等のアドレス	

に改め

党 派	職業

を

候補者に関する事項	氏名 (ふりがな)
	性別
	本籍
	住所
	生年月日 年 月 日 (満 歳)
	職業
一のウェブサイト等のアドレス	
選挙 (何選挙区)	
備考	

に、

選挙 (何選挙区)	
備考	

附 則

(施行期日)

この告示は、平成二十五年六月二十五日から施行する。
(適用区分)

この告示による改正後の宮城県公職選挙執行規程の規定は、平成二十五年六月二十五日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は同月二十五日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

○宮選管告示第七十七号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年六月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。
別表第二ケアハウスハートフル仙台の項の次に次のように加える。

ニチイケアセンター仙台若林

附 則

この告示は、平成二十五年六月二十五日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第 8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成25年 6月25日

宮城県監査委員	安 藤 俊 威
宮城県監査委員	菅 間 進
宮城県監査委員	遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

1 監査委員の報告日

平成25年 3月28日

2 通知のあった日

平成25年 5月27日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 団体名 阿武隈急行株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において次損金が認められたので、引き続き旅客収入の確保及び営業費用の縮減を図り、経営の健全化に努める必要がある。

ロ 措置の内容

会社の経営環境は、沿線人口の減少による旅客収入の減や東日本大震災により約2か月間運休したことなどにより非常に厳しい状況にある。この厳しい経営状況を踏まえ、県としては、福島県及び沿線市町とともに鉄道施設の整備・改修について支援を行ってきたが、安全輸送を維持するためには経費の削減に限りがあり、経営を改善するためには旅客収入の確保が不可欠である。このため、県は、平成23年度に設置された東北運輸局主催の「東日本大震災後の阿武隈急行線の利用促進と沿線地域の活性化を検討するためのワーキンググループ」に参画し、国、沿線自治体、会社と協力して、利用促進策等の検討を行ったところである。

当ワーキンググループでの検討を踏まえて、会社は平成25年度に新しい定期券の発売や車両へのラッピング広告などを導入する予定であり、自治体としても、沿線の角田市、柴田町、丸森町が利用促進のために「運賃助成事業」を実施することから、県も当該市町に対し支援している。

また、市内の観光部門とも連携を図り、「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」の開催に合わせて、ガイドブックに沿線の特集記事を設けるとともに、「JR東日本の協力による「かんばろう宮城福島号」と題した企画列車を運行させるなど阿武隈急行の魅力を全国に発信している。

会社は長期経営計画(平成17年度～平成25年度)が満了することから、平成25年度に新たな

長期経営計画を策定し、引き続き経営改善に取り組むこととしている。沿線人口の減少による利用者の減少に加え、開業当時に整備した車両が更新時期を迎えることから、会社経営はますます厳しくなることが予想される。

県としては、計画策定にあたり、福島県及び沿線市町とともに適切に指導・助言するとともに、今後の経営改善に向けた支援のあり方を検討する。

(2) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

イ 監査委員の報告の内容

生活福祉資金貸付金償還金において、多額の滞納債権が認められたので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図る必要がある。

ロ 措置の内容

補助金の確認検査を通して、宮城県社会福祉協議会が平成24年8月に策定した「生活福祉資金貸付金等債権管理計画」に基づいた債権管理の取組みについて確認を行った。

宮城県社会福祉協議会としても、長期滞納となっている債権について、直接、債務関係者と面談を実施し、今後の償還についての確約を取り付けるなど、適正な債権管理に努めているところであり、一時的に償還が困難となった借受人に対しては、支払い猶予制度の活用についても周知を行っている。

また、償還能力がありながら償還の実行がない借受人に対しては、弁護士との協力を得て、法的手段を取るなど償還管理体制の強化を図っているところである。

平成24年度からは、滞納債権に係る回収経費等について、国の補助事業としても強化され、滞納債権回収に係る職員の人件費等が補助対象として認められるなどしている。

今後とも、生活福祉資金貸付事業が、制度の趣旨に沿って運営が行われるよう適切に指導を継続していく。

(3) 団体名 地方独立行政法人宮城県立病院機構

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 多額の医薬未収金が認められたので、収納促進と適切な債権管理を図る必要がある。

(ロ) 医薬品（災害援助物資）において、財務諸表への一部計上漏れが認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 「地方独立行政法人宮城県立病院機構未収金取扱要領」に基づき、年度ごとに「未収金縮減対策実施計画」を策定し、未収金の発生防止、早期回収、法的措置も踏まえた適正な債権管理に積極的に取り組んでいるところであるが、より一層の強化を図るため、他の手法の導

入も検討しながら収納促進に努めるよう指導した。

(ロ) 再発防止のため、医薬品の管理と財務処理について、確認体制を強化し、適切な会計処理に努めるよう指導した。一部計上漏れについては、平成24年度に過年度修正益として財務処理を行ったことを確認した。

(4) 団体名 公益財団法人みやぎ産業振興機構

イ 監査委員の報告の内容

機械設備貸与事業等において、延滞未収金が認められたので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図る必要がある。

ロ 措置の内容

債務者ごとの償還能力や回収見込みを踏まえた対応策を立て、着実に実行することにより、未収金額の圧縮を図るよう指導していたところ、団体においては、平成22年度より顧問弁護士を交えた債権管理検討会議を開催し、訴訟等の法的な回収手段等を講じた結果、以下の債権回収を実行できた。

なお、平成24年度末の延滞未収金は、機械設備貸与は319,637千円、設備資金貸付は5,330千円となっている。財団では債権管理に係る各種規程の改正・制定のほか、人員体制の整備も随時行っており、今後も適切な債権管理に努めるよう、引き続き指導を行っていく。

(回収金額)

平成22年度 76813千円

平成23年度 96,714千円

平成24年度 21,313千円

(5) 団体名 宮城県開発株式会社

イ 監査委員の報告の内容

退職給付引当金の計上不足が認められたので、計画的な増強が必要である。

ロ 措置の内容

監査委員の指摘を受け、団体側から退職給付引当金の引き当て状況について確認を行った。その上で、資金繰り等の経営状況を見極めながら、必要な退職給付引当金の積み増しを適切に行うよう、団体への指導を行った。

その結果、団体の平成24年度決算において、退職給付引当金を退職金期末要支給額と同額になるよう引当計上が行われたことを確認した。

今後も、資金繰り等の経営状況を見極めながら定期的にヒアリングを行い、自立した企業として適切な経営が可能となるよう必要に応じて支援を行っていく。

(6) 団体名 仙台空港鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において欠損金が認められたので、引き続き旅客収入の確保及び営業費用の縮減を図り、経営の健全化に努める必要がある。

ロ 措置の内容

平成23年10月に上下分離を実施した結果、減価償却費の圧縮と金融機関からの長期借入金を精算し、財務構造の抜本的な改善が図られ、将来にわたって資金枯渇することなく、安定的に経営を維持できる見通しとなった。

また、平成24年度は、平成23年9月に当該団体が策定した改善計画における需要予測値を上回り、当初の収支見込みから経常損失は28%（上半期）圧縮され改善している。

さらに、平成25年度は仙台空港へのLCCの新規就航や美田園駅前の教育・福祉複合施設の開所などにより、鉄道利用者は増加傾向にある。一方、仙台空港の旅客数は、国内線ではほぼ震災前の状況に回復したものの、東日本大震災による福島第一原発事故を背景とした風評被害や日中・日韓関係の悪化等で平成24年度の国際線航空旅客数が震災前の7割程度までしか回復していないなど、不透明な状態にある。

そのため、「改革支援プラン・行動計画」に基づき、既に実行している当面の資金繰り対策としての県転貸債利息償還繰延べとともに、鉄道利用者の増につながる仙台空港利用促進策（既存路線の維持・拡充、新規路線の開設を目指した誘致活動（エアポートセールス）や空港関連施設社会見学事業などの利用促進策・増収対策に取り組んでいく。

また、国有財産使用料、固定資産税の減免について当該団体と一体となって関係機関に要請していくとともに、国有財産使用料の減免について引き続き検討していく。

さらに、当該団体が自立・安定的な経営を目指し進めている「(仮称)仙台空港鉄道中長期ビジョン」の策定にあたって、助言及び指導等の支援を行っていく。

雑 報

○宮城県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十五年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十四年度決算の要旨を公告する。

平成二十五年六月二十五日

宮城県市町村職員共済組合

理事長 井 口 馨 明

宮城県市町村職員共済組合平成24年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
12	21	1	18	52

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別	一 般	市町村長	特定消防	市町村長長期	船員一般	任意継続	合 計
組合員数 (人)	16,078	33	1,789	1	12	519	18,432
給料月額 (千円)	長期	5,067,782	20,242	500,275	620	4,526	5,593,445
	短期	5,090,173	25,749	500,275	858	4,525	5,779,533
1人当たり 給料月額 (円)	長期	315,200	613,397	279,640	620,000	377,126	312,256
	短期	316,592	780,291	279,640	858,000	377,126	313,560

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	19	3	3	3	1	1	30

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)									
負担金	5,212,244	15,850,129		189,696	234,399				
掛金	5,405,762	8,480,233			228,892				
施設収入・商品売上						269,919			
連合会交付金	86,587			75,237				13,966	
利息及び配当金	297		214,008	124	350	326	533,072	212,634	3
その他収入	708,384			286	12,060	1,075	23,224	829	27,759
他経理から繰入金				8,954		100,000			
前年度繰越支払準備金	823,791								
計	12,237,065	24,330,362	214,008	274,297	475,701	371,320	556,296	227,429	27,762
(支 出)									
給付金	5,831,606								
負担金払込金		15,850,129							
掛金払込金		8,480,233							
役職員給与				131,080	40,149	117,170	41,073	6,114	5,242
特定健康診査等費					29,286				
旅費・事務費				12,536	4,010	1,613	3,449	2,750	498
商品仕入						10,142			
飲食材料費						53,086			
委託費				3,462	6,380	6,421			
支払利息			214,008				450,068	178,468	17,550
老人保健拠出金	74								
退職者給付拠出金	472,250								
前期高齢者納付金	2,383,636								
後期高齢者支援金	1,889,530								
介護納付金	799,334								
連合会払込金	141,021							9,278	
連合会拠出金	440,629								
他経理へ繰入金	8,954				100,000				
その他支出	15,572			122,444	235,403	171,086	5,555	14,977	3,585
次年度繰越支払準備金	851,074								
計	12,833,680	24,330,362	214,008	269,522	415,228	359,518	500,145	211,587	26,875
差引当期利益金				4,775	60,473	11,802	56,151	15,842	887
差引当期損失金	596,615								
年度末支払準備金	851,074								
年度末資本剰余金				40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	19,620			344,359	1,300,538	32,891	1,653,830	594,506	158,422

○仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十五年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十四年度決算の要旨を公告する。

平成二十五年六月二十五日

仙台市職員共済組合

理事長 稲 葉 信 義

仙台市職員共済組合平成24年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市 長	特定消防	継続長期	任意継続	合 計
組合員数(人)	8,272	1	969	1	119	9,362
給料月額(千円)	長期	2,817,850	620	309,453	482	3,128,405
	短期	2,823,058	1,048	309,453		3,167,932
1人当たり 給料月額(円)	長期	340,649	620,000	319,353	481,800	338,462
	短期	341,279	1,048,000	319,353		288,852

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	貸 付	合 計
人 員	3	1	4

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	貯 金	貸 付	預 託
(取 入)							
負担金	2,737,390	8,893,084	31,127	91,232			
掛金	2,771,995	4,766,981		89,116			
施設収入・商品売上							
利息及び配当金	752		46	359	143,941	113,205	88,403
その他収入	553,498		33,404			5,186	
他経理からの繰入金			10,199				
前年度繰越支払準備金	436,941						
計	6,500,576	13,660,065	74,776	180,707	143,941	118,391	88,403
(支 出)							
給付金	3,227,068						
役職員給与			35,024	3,968	1,570	8,084	
旅費・事務費			7,296	390	403	1,482	
委託費			2,756	2,301	143	194	
支払利息					124,317	88,399	88,403
連合会払込金	77,961	13,660,065				5,908	
連合会拠出金	244,137						
老人保健拠出金	38						
退職者給付拠出金	264,327						
前期高齢者納付金	1,469,931						
後期高齢者支援金	1,010,050						
病床転換支援金							
介護納付金	451,726						
他経理へ繰入金	10,199						
その他支出	2,330		31,318	150,206	526	5,440	
次年度繰越支払準備金	464,752						
計	7,222,519	13,660,065	76,394	156,865	126,959	109,507	88,403
差引当期利益金	△ 721,943		△ 1,618	23,842	16,982	8,884	
年度末支払準備金	464,752						
年度末資本剰余金				1,513			
年度末利益剰余金	234,158		42,507	362,690	341,934	1,135,426	

○宮城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。

平成二十五年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定により、仙台南部道路に係る料金の徴収期間の変更について、次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十五日

宮城県道路公社

理事長 千 葉 三 郎

一 料金の徴収期間 旧 供用開始の日（昭和五十六年二月一日）から四十二年（換算起算日から三十年）

新 供用開始の日（昭和五十六年二月一日）から平成二十五年六月三十日まで